

## 平成30年度 財政的援助団体等監査実施結果概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果について、第9項の規定により公表する。

### 1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

### 2 監査実施団体 17団体

#### (1) 出資団体 9団体

山梨県土地開発公社  
公益財団法人 やまなし環境財団  
公益財団法人 小佐野記念財団  
公益財団法人 山梨県農業振興公社  
山梨県道路公社  
公益財団法人 山梨県下水道公社  
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター  
株式会社 清里の森管理公社  
公益財団法人 やまなし産業支援機構

#### (2) 補助金等交付団体 2団体

富士急山梨バス 株式会社【山梨県バス運行対策費補助金】  
一般社団法人 山梨県バス協会【山梨県運輸振興事業費補助金】

#### (3) 公の施設管理団体 6団体

フジネット共同事業体【山梨県立富士山世界遺産センター】  
社会福祉法人 山梨ライトハウス【山梨県立青い鳥老人ホーム】  
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会【山梨県立介護実習普及センター】  
社会福祉法人 山梨県障害者援護協会  
【山梨県立あさひワークホーム、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】  
山梨県職業能力開発協会【山梨県立中小企業人材開発センター】  
きらっとやまなし共同事業体【山梨県立図書館】

### 3 監査対象期間

平成29年度

### 4 監査実施期間

平成30年9月11日～平成30年12月19日

## 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

昨年度

(1) 指摘事項のあった団体	1 団体	( 6 団体)
・指摘件数	2 件	( 6 件)
(2) 指導事項のあった団体	1 5 団体	( 1 4 団体)
・指導件数	4 4 件	( 3 7 件)
(3) 注意事項のあった団体	8 団体	( 8 団体)
・注意件数	2 2 件	( 1 9 件)
計	6 8 件	( 6 2 件)
※ 指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体	1 団体	( 3 団体)

## 7 指摘事項等の概要

### (1) 指摘事項 (1 団体、2 件)

#### ○株式会社 清里の森管理公社

・前回監査において、貸倒引当金については、個別注記表において、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率（未収入金の 1000 分の 6）によって計上しており、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指導事項とした。

今回の監査においても、通常の未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金に対する貸倒引当金（回収不能見込額）について、通常の未収入金に対する貸倒引当金と同様に、法人税法の規定による繰入率（1000 分の 6）によって計上され、債権の内容を検討した計上が行われておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。

・前回監査において、財務規程に、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成 25 年度の確定消費税について未払計上されていなかったことから指導事項とした。

今回の監査においても、税込経理方式を適用している消費税について、適正な財政状態及

び経営成績の開示の観点から、企業会計原則に従い、発生した年度の費用として未払計上すべきであるが、現状では、納税申告書が提出された日の属する年度に費用計上しているため、平成 29 年度分の確定消費税 1,380,200 円が、平成 29 年度の決算において未払金として貸借対照表に計上されておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。

(2) 指導事項 (15 団体、44 件)

- ・備えるべき帳簿が作成されていないものや内容の不備 10 件
- ・賞与引当金や貯蔵品の計上漏れ 5 件
- ・契約書が作成されていないものや内容の不備 5 件
- ・正味財産増減計算書内訳表の損益計上誤り 4 件
- ・現金の取扱事務 3 件
- ・長期未収金 3 件 等

(3) 注意事項 (8 団体、22 件)

- ・賞与引当金や前払金等の計上誤り 等

## 8 監査結果に基づく意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

(総括的な意見)

指定管理者制度を導入している施設において、基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているもの、管理運営業務仕様書に記載すべき事項が記載されていないものが見受けられた。指定管理者が管理する施設の所管課においては、こうした点について、指定管理の更新に合わせて見直しを行われたい。

また、各団体の所管課においては、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。